

令和4年度以降の医学部定員と地域枠について

1 医学部定員（臨時定員）

(1) 国の動き

① 令和2・3年度

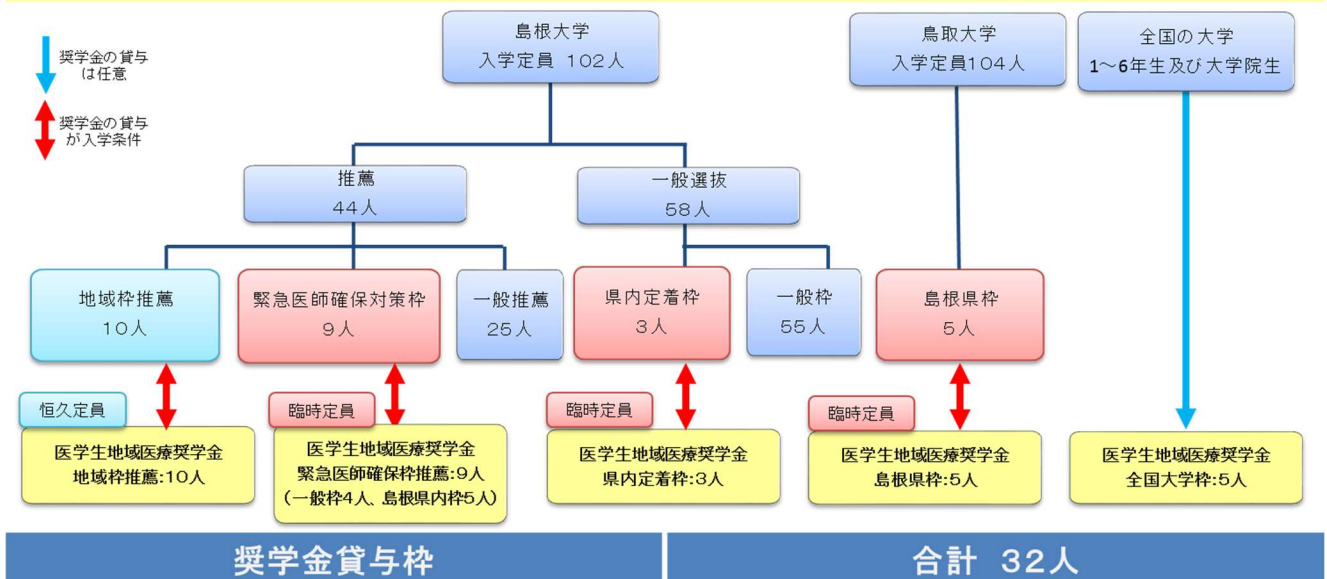
- ・ 暫定的にトータルとして平成31年度程度の医学部定員（1,011人）を超えない範囲で、各都道府県や大学等とその必要性を踏まえ調整

② 令和4年度以降

- ・ 医師の働き方改革に関する検討会の結論等を踏まえ、マクロ医師需給推計を行った上で令和2年4月までを目途に医師養成数の方針等について見直す予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、十分な議論を行うことができなかった。
- ・ このため、令和4年度の臨時定員は、暫定的に令和2・3年度と同様の方法で設定する。
- ・ 令和5年度以降の臨時定員については、令和3年春までを目途に検討を行う予定

(2) 島根県の状況

大学入学定員と奨学金制度の概要(R2年度)



2 地域枠

(1) 定義・・・別紙参照

(2) 地域枠離脱への対応

- ① 令和4年度以降の地域枠入学者には、入学時に地域枠の離脱事由（要件）を明示する必要がある。
- ② 国は離脱事由について、家族の介護、結婚、他の都道府県での就労希望、医師国家試験不合格、退学、死亡、医師国家試験不合格後に医師になることをあきらめる場合などを例示
- ③ 離脱事由については、地域医療対策協議会（島根県地域医療支援会議）で協議することとされている。

⇒ 大学と協議・調整の上、次回以降の会議で案をお示しする予定